

出店者
募集中!

応募締め切り

11.13

限定60店(先着順)

Niigata Furusato
Tokusen Ichiba

NIIGATA

新潟 ふるさと 特選市場

FURUSATO TOKUSEN ICHIBA

12.26 SAT

↓
12.27 SUN

10:00-16:00

in
新潟市
産業振興
センター

新潟県産品をどっさり集めた物産展を年末の土日に開催します!

新潟県はおいしい農作物や食品、優れた県産プロダクツが数多く存在します。

今年は新型コロナウイルスの影響で生産者、メーカー・企業、商店におかれましては

思うような販売活動ができなかったことと推測されます。

年末の物産展で誇れる新潟県産品を県内外の多くの方にアピールしましょう。

12/26.27のリアルイベントに加え、オンラインでの販売も可能です。

POINT

1

物産展ブース
出店料無料!

委託販売も可能です
(事務局で販売員を配置します)

※詳しくは裏面参照

POINT

2

オンライン販売も登録無料!

通販サイト「[にいがた特選市場](#)」で発信し産地直送

| 掲載期間 | 12月25日(金)→2021年2月中旬

POINT

3

デザイナーマッチング事業

出店者とクリエイターが意見交換できる機会の創出

| 日時 | 12月25日(金)15:00~17:00

買ってよし、
贈ってよしの
物産展。

主催 | 新潟ふるさと特選市場実行委員会 [構成団体: BSN新潟放送 新潟日報社]

後援 | 新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、にいがた産業創造機構

(予定)

新潟ふるさと特選市場

出店申込書

令和2年
申込締切 11月13日(金)

株式会社 新潟放送 内
新潟ふるさと特選市場 事務局 行

[FAX] 025-290-7848

[TEL] 025-247-0900 お問い合わせ時間 平日 9:30 ~ 17:30

[E-mail] tokusen@ohbsn.com

《申込日：令和2年 月 日》

会社名 団体名	フリガナ		
代表者	役職名	フリガナ	
		氏名	
所在地	〒 -		
	TEL ()		FAX ()
ホームページ (URL)			
出店 担当者名	所属部署名	役職名	フリガナ
			氏名
担当者 連絡先	〒 -		
	TEL ()		FAX ()
	E-mail @		
販売方法	※どちらかに☑してください ☐ 会場での直接販売 ☐ 会場での委託販売		☒ オンライン販売 (オンライン販売のみの出店も可能)
			☐ 説明を希望する (後日、事務局からご連絡いたします)
主な販売品目・ 販売金額(税別)	※できるだけ詳しくご記入ください		

出店料

出店料 無料 (1 小間、基本設備含み)

※全社(全団体)、1小間での出店申込となります。

販売方法に伴う販売手数料

会場での直接販売・委託販売では、売り上げに応じた手数料を頂戴いたします。
手数料は、各店の取り扱い販売金額からの算出とさせていただきます。

■直接販売の場合…15% (税別)

■委託販売の場合…25% (税別) 送料は出店者様側のご負担となります。
委託販売で必要になる販売員の人件費は主催者側で負担いたします。

■オンライン販売の場合…30% (税別) ※販売取扱は1品のみとなります。
詳細別途ご案内いたします。

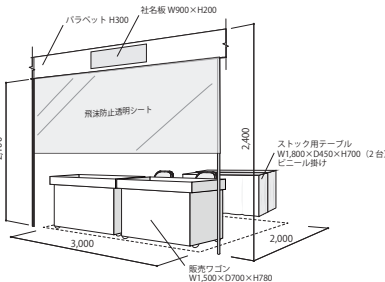
小間仕様

●小間サイズ…間口 3,000 mm × 奥行 2,000 mm

●基本設備…

- 販売ワゴン (W1,500×D700×H780) ×2 台
- テーブル (W1,800×D450×H700 ビニール掛け) ×2 台
- パイプイス ×2 脚
- 社名板 (W900×H200) ×1 枚
- 飛沫防止シート ×1 式
- 100V 2口 コンセント (1.5kw まで) ×1 個
- スポットライト ×2 灯

※隣接小間との仕切りパネルはありません。
※パイプイスの色はゾーンごとの指定カラーとなります。
※各ゾーン 10 小間を想定しています。



出店規約

- ①出店の申込
出店申込書に必要な事項をご記入の上、事務局にお送りください。なお、販売物品が本販売会の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、主催者は出店受付のお断り、また出店受付の取り消しができます。これにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負いません。
- ②販売手数料の納付
会場で販売の場合、売上内容について主催者が承認した後、請求書を送付いたします。期日までに事務局指定の銀行口座へお振込みをお願いいたします (オンライン販売については別途ご案内いたします)。
- ③出店の取り消し
出店申込完了後、出店者の事情による解約の申し出、または出店の取り消しや変更があった場合、出店者は書面により主催者に通知した上、主催者の了承を得なければいけません。
- ④小間位置の決定
出店者の業種、販売品の種別、小間数、出店申込書の受理順、会場の構成などを勘案の上、小間の割り当てを行い出店者に連絡いたします。また、入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間の割り当てを変更する場合があります。出店者は、小間の割り当ておよびその変更に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問うことはできません。
- ⑤小間の転貸等の禁止
出店者は、自らの小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- ⑥会場内の行為の制限
出店者は主催者の承諾なしに、通路、休憩所など自らの出店スペース以外での展示・宣伝を行うことはできません。販売品の実演等は自由ですが、来場者や他の出店者に迷惑をあたえるような、音、光、熱、臭気を伴うもの、または危険と認められるものは実演できません。
- ⑦管理保全
主催者は管理者として注意を持って会場全体の管理にあたります。ただし、各出店物の管理は出店者が自己の責任と費用にて行ってください。また、主催者は出店物の盗難・紛失・損傷・火災・その他天災地変等を原因とする出店物の損害に対しての一切の補償責任を負いません。
- ⑧損害賠償
出店者およびその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または販売会会場の設備および人身等に損害を与えた場合、その補償は出店者の責任において行うものとし、主催者および事務局は一切責任を負いません。出店物の輸送および出店中の保護については、必要に応じて保険をかけるなど適切な対策をお願いいたします。
- ⑨消防・安全
出店者は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。
- ⑩販売会の中止
主催者は天災などの不可抗力により、物産展開催が困難と判断した場合、販売会の開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。
- ⑪法令・規約の遵守
出店者は、日本国内の各種法令を遵守するとともに、主催者が定める一連の規約 (出店申込書、出店の手引き等) を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万一、法令、規約に違反した場合、主催者は理由の如何にかかわらず出店を拒否もしくは取り消すことがあります。これによって生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- ⑫その他
主催者の定める本出店規約または「出店の手引き」等に定めのない事項については、主催者に適切に確認し、その回答または要請に従うものとします。

※ご記入いただいた情報は、当事務局からの各種連絡事項・情報共有のために利用させていただきます。
※会場での直接販売をされる際には、コロナウイルス感染予防対策を講じていただきますようお願いいたします。
※出店申し込み多数の場合、選考は事務局一任とさせていただきます。